

平成 22 年 4 月 15 日

【バーゼル銀行監督委員会】

「銀行セクターの強靱性の強化」

「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」

に係る市中協議文書に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から昨年 12 月 17 日に公表された市中協議文書「銀行セクターの強靱性の強化」、「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」に対してコメントする機会を与えられたことにまず感謝の意を表したい。

今回の市中協議文書による提案は、バーゼル委員会として、規制・監督および国際的な銀行のリスク管理について、今般の金融危機から得られた教訓に対処するための包括的な対応の一部であると認識している。

しかしながら、市場・実体経済へのインパクト、一律規制と各国規制とのバランス、ビジネスモデルの多様性、激変緩和措置、適切なコンサルテーション手続などの観点から、提案されたルールを実現するうえで、適切な配慮が必要と考える。

われわれのコメントは別冊のとおりであるが、特に強調したいポイントは下記のとおりである。

本件が検討されるにあたり、われわれは以下のコメントがバーゼル委員会における作業の助けとなることを期待する。

記

I. 総論

(1) 市場・実体経済へのインパクト

- ◇ 個々の規制案が累積されることによって、金融システムを過度に不安定化させるリスクが高まると考えられる。銀行セクターへの過剰な資本賦課により、各国金融システムの効率性や金融仲介機能を著しく害するものとなってはならない。
- ◇ 金融システムの安定性の確保や金融危機の再発防止は、金融機関への資本賦課の強化等だけではなく、種々の規制・監督とあわせて確保されるべき。
- ◇ 新たな規制は、市場が金融危機から健全に発展していく過程を阻害してはならず、市場との対話等を通じ、地域・市場環境毎に適用のタイミング等が検討されると共に投資家等の市場参加者等にも受容可能なものとする必要がある。

(2) 一律規制と各国規制とのバランス

- ◇ 規制の議論は、競争条件の均衡を図る観点から国際的な整合性を取る必要はあっても、G20 全ての国の金融情勢、経済情勢にとって最適とは限らない。
- ◇ グローバルに統一された規制の導入が望ましいものの、景気循環はグローバルに一律ではなく、各国毎の状況が異なることを前提に新規制の導入時期・方法には十分配慮すべき。

(3) ビジネスモデルの多様性

- ◇ 安定貯蓄性向の高い我が国では、リテール預金を背景とした銀行経営が一般的である。金融機関のビジネスモデルは、各国の経済のあり方を反映して多様であることや各金融機関の組織体系等に起因する相違等を踏まえ、実質的な公平性の確保を図るべき。

(4) 激変緩和措置

- ◇ 自己資本の質の強化に限らず、激変緩和のための十分な段階的实施期間とグランドファザリング措置を設けるべき。

(5) 適切なコンサルテーション手続

- ◇ 本市中協議文書にはない新たなルールが付加される可能性があるならば、官民対話のプロセス等、適切なコンサルテーション手続を確保すべき。

II. 各論

1. 資本の質(分子)

(1) 流動性サーチャージ／自己資本サーチャージ

- ◇ 大手金融機関が抱えるリスクの金融システム全体への影響は、預金保険制度等の破綻処理法制、監督当局による検査方法、早期是正措置等による事前の予防措置等の充実を図ることで低減させることはできる。
- ◇ 追加的な資本賦課の要否や最低所要自己資本と資本バッファの規制体系については、各国における各種規制・制度の整備状況等に応じて、その枠組みを検討すべき。

(2) 新規制への移行(グランドファザリング)

- ◇ 新規制施行までに現行基準下で実施された資本調達については、グランドファザリングの措置を構ずるべき。

- ◇ 新規制への移行にあたっては、各国の金融情勢・経済情勢を踏まえ、適用除外や段階的移行措置を含めた適切な移行措置をとるべき。

(3) Tier1・Tier2 の追加条項の扱い (Contingent Capital, Write-down Feature)

- ◇ ゴーイング・コンサーンである Tier1 とゴーン・コンサーンである Tier2 の役割をより明示的に区別すべき。
- ◇ 強制転換条項または減損条項は、負債性資本の損失吸収性を高める特徴を有し、資本バッファの調達手段になりえる一方で、負債性資本市場を縮小させ、銀行の調達力を弱める懸念等の観点で、投資家・マーケットの視点からの検討が不足している。
- ◇ 強制転換条項および減損条項は、投資家サイドのニーズ・視点を十分に考慮しつつ、安定的な調達市場が醸成されるまで、十分な移行期間を設定することが必要。

(4) 調整項目

【無形固定資産(ソフトウェア)】

- ◇ ソフトウェア等キャッシュフローを生み出す資産は控除すべきではない。

【繰延税金資産】

- ◇ 各国の会計・税制の違いを踏まえ、国際的な比較可能性の確保から、Tier1 資本の 20% 等一定水準まで算入を認めるべき。

【ダブルギアリング】

- ◇ ダブルギアリングの対象を金融機関に対する投資に幅広く適用すると、例えば、外資出資規制のあるアジア諸国等においてマイナー出資を通じた提携が困難になる等、金融機関の業務拡大に係る健全なインセンティブを阻害する可能性がある。
- ◇ 破綻の影響の波及が一定程度分断されている国・地域を跨ぐ出資であれば、平時においてはグローバルマネーの活性化を生むとともに、危機時においては金融システム全体の安定化に資する出資にもなりえる。
- ◇ したがって、対象を一定経済地域内あるいは国内金融機関出資先に留める等、各国・各地域の金融システム構造等を踏まえた慎重な対応が必要。

【確定給付年金資産】

- ◇ 国・地域によって退職給付会計制度が異なるため、各国制度に応じて対応すべき。IFRS が今後導入される国においては、一定のグランドファザリングが導入されるべき。

2. リスクの捕捉(分母)

- ◇ CVA(信用評価調整)の資本賦課に関して、事業法人の貿易取引などといった実需にもとづくヘッジに対して、投機的取引と同じ資本賦課を求めるべきではない。
- ◇ また、事業法人の実需にもとづく取引は分散しており、システミックなリスクの発生可能性は低い。企業向け金融の円滑化への悪影響等を考慮した検討が必要。
- ◇ 資産相関の見直し、時価変動リスクの捕捉、誤方向リスクへの対応等の各項目については、QISの結果等を踏まえ、累積的な資本賦課が過剰になっていないか検証する必要がある。

3. レバレッジ比率

- ◇ 邦銀では、貸出を十分に超える預金を保有し、その潤沢な余剰資金で国債を支えているが、このように健全な資産・負債構造を持つバランスシートと、レバレッジ取引で膨らんだエクスポージャーとを同等に規制すべきではない。
- ◇ また、国債等を良質な流動性資産とする流動性規制との整合性も欠くことから、レバレッジ比率規制は、第一の柱での規制ではなく、第二の柱における規制として、各国当局が自国の実情に合わせてモニターする指標として設定すべき。

4. プロシクリカリティの抑制

- ◇ 現行のリスクウェイト関数は、確率論的なアプローチでPDの平均値から99.9%タイルPDを算出するモデル。このPDにさらにストレスをかけることは二重にストレスをかけることになり論理的でなく、金融危機を含む長期平均PDが望ましい。
- ◇ 引当金は償却以外にも、当該資産の売却、担保カバー、リスクヘッジ等により、任意に取り崩して損失を吸収することが可能であり、ゴーイング・コンサーンベースでの損失吸収性は認められる。引当金の積立てを促進するのであれば、期待損失に対する引当不足額だけでなく、引当超過額についてもコモン・エクイティへの算入を認めるべき。
- ◇ 最低所要資本と資本バッファの運用を明確化し、資本バッファはその目的に鑑み、各国の金融システムや景気情勢に応じて、第二の柱の下で管理されるべき。
- ◇ 利益分配の制限は、実質的に最低自己資本比率の引き上げに繋がるのみならず、各国会社法等の法的側面(株主権利の制限)からの検討も必要。

5. 流動性規制

【流動性カバレッジ比率(LCR)】(*1)

- ◇ 指標(資金流出・流入)が過度に保守的であり見直しが必要。
- ◇ 粘着性・滞留率の高い顧客預金にかかる流出率は、引き下げるべき。

【安定調達比率(NSFR)】(*2)

- ◇ NSFR は、同時に提案されているレバレッジ比率規制によりバランスシートの規模が規制される中、長期貸出を抑制するものであり、既存の貸出の圧縮など信用収縮の動きを助長しかねず、実体経済に及ぼす影響が大きい。
- ◇ LCR の補完指標として、流動性リスクのプロファイルの構造変化を動機付けることが目的であることから、第二の柱の対象とし、LCR の補完指標として各国事情に応じた運用を行う枠組みと位置づけるべき。
- ◇ 規制の目的を勘案すると、より簡潔で安定的なコアファンディング比率などの採用も検討されるべき。

(*1) 一定のストレス時における 30 日間のネット資金流出と同額以上の流動性資産の保有を求めるとの指標。

(*2) 1 年以内に現金化不能な低流動性資産(所要安定調達額)に対して、預金・長期借入・資本等の安定的な調達を義務付ける指標。

以 上